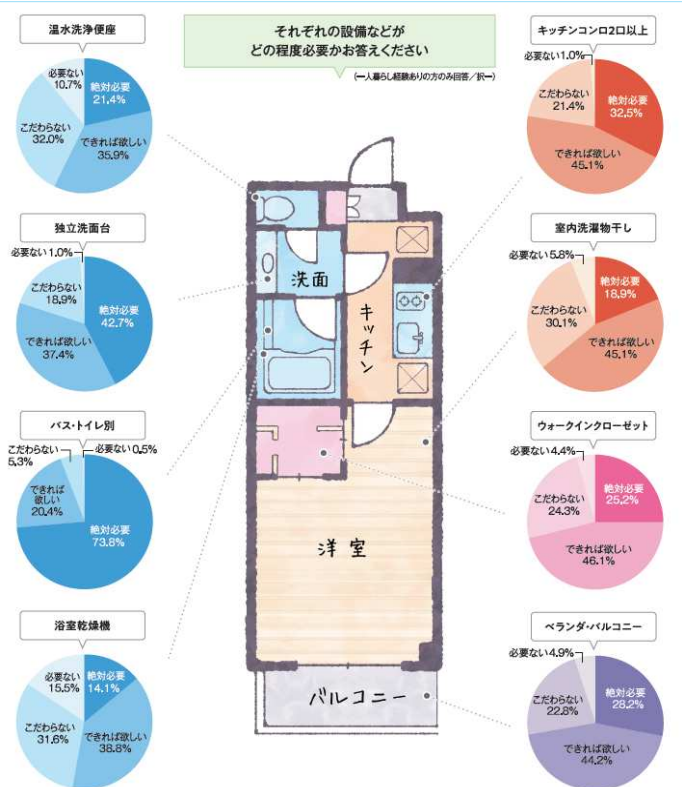
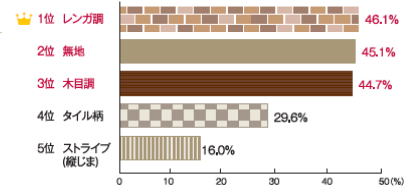


理想の住まい 絶対必要なのは、「バス・トイレ別」!

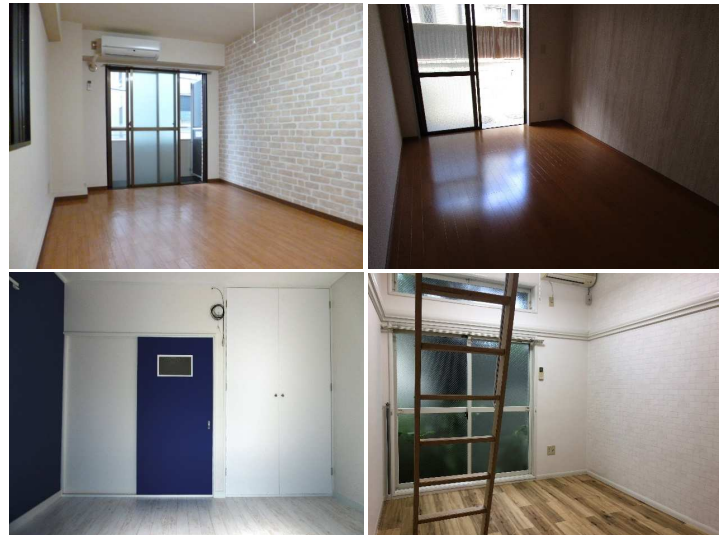


プラスアルファ!
人気のアクセントクロス*の柄ランキング

アクセントクロスは、「レンガ調」「無地」「木目調」が人気!
*「アクセントクロス」…部屋の壁紙を部分的に変えることで部屋の印象を大きく変える手法のこと



※アットホーム「消費者アンケート」調べ



インフォメーション

提携企業の情報です! ご興味ありましたら下記お問合せ先までご連絡ください!

『相続税簡易計算』

税理士との提携により初回個別税務相談が無料となります。

- ・ 税理士法人 **BAMC**
- ・ 事業内容 **相続対策や相続税申告、確定申告**
- ・ ご相談事例
 - ・ 相続税がどれくらいかかるか知りたい
 - ・ 相続で揉めないためには何をしておいたらいい?
 - ・ きちんと資産の把握をしたい
 - ・ 所有の空家をどうにかしたい

オーナー様のお悩みをお気軽に相談が出来るようにご紹介させていただきます。

ご参加のお申込み・お問い合わせは
右記までお気軽にご連絡下さい。
担当者(お問い合わせ先)
城南管理部: 鈴木 琢也(スズキ タクヤ)
城西管理部: 長谷川 貴義(ハセガワ タカヨシ)

BAMC Business and Asset Management Consulting



ご存知ですか?
あなたの相続税額

- 初回面談 **無料** ご訪問可能
- 相続時の手続きの流れは?
 - 相続税の申告納税のスケジュールは?
 - 相続税はいくらかかるの?
 - 具体的な相続対策を考えたい
 - 生前贈与はどのようにして行うの?

相続対策のご提案・相続税申告のお見積りまでの流れ



BAMCには数多くの相続案件に携わった経験豊富な税理士が所属しています。相続対策・相続税申告は相続専門の税理士にご依頼下さい。

税理士法人BAMC

【本 社】〒104-0061東京都中央区銀座7-16-14銀座イーストビル5F

ASSIST 株式会社アシスト

- ・ 城南管理部
東京都世田谷区三軒茶屋1-37-8-10F
TEL: 03-5779-7700
- ・ 城西管理部
東京都中野区中野2-18-5
TEL: 03-5328-8288

「地震」による「火災」は「火災保険」の適用外です。

10月に起きた全国的な風水害を受けて、火災保険の見直しをご検討のオーナー様も多くいらっしゃるのではないのでしょうか？今月号のオーナーズアシストでは火災保険ではカバーすることのできない、地震保険の内容についてご紹介いたします。

火災保険では、地震・噴火・津波による損害は補償されません。万が一の地震に備える場合、地震保険への加入が必要です。

地震保険の対象例



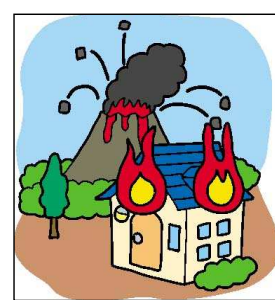
地震による倒壊



地震による火災の発生



地震による津波



噴火

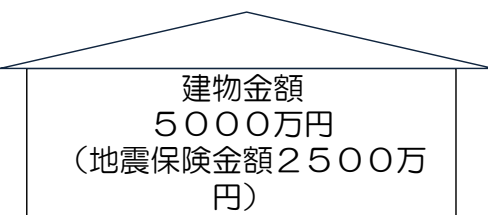


地震による家の沈下・傾斜



地震の揺れによる家財の損壊

損害の区分に応じて支払額が決定します。

(例)		支払いの割合	支払額
	全損	⇒ 100%支払	2500万円
	大半損	⇒ 60%支払	1500万円
	小半損	⇒ 30%支払	750万円
	一部損	⇒ 5%支払	125万円

【地震保険の注意点】

- ①火災保険金額の50%までしか契約できません。（例：5000万円の建物なら2500万円まで）
- ②想定を超える災害の場合、支払額が削減されることがあります。

⇒ **地震保険は「物を元通りにする」ための保険ではなく、「生活を立て直す」ための保険**です。
地震保険では必ずしも「修理費用」と「保険金支払額」はリンクしません。
ご新築の場合には、「地震保険があるから良い」ではなく「建物の耐震性能・耐火性能を高めること」が最も重要になります。

保険の見直しについてもアシストにお気軽にご相談くださいませ！